

財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

ア. 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

イ. 昭和60年度以降に取得したもの・・・取得原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 24年～50年、工作物 45年、船舶 5年、物品 2年～18年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

退職手当債務から退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち海部南部消防組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。なお、当年度においては前記金額が負となるため、当該超過額を投資その他の資産の「基金（その他）」に含めて計上しています。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

① 現金（要求払預金）及び現金同等物。

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 償却資産の計上基準

償却資産については、取得価格又は見積価格50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価格のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更

該当する変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する債務はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計、消防指令センター特別会計
- ② 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。
- ③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 千円未満を四捨五入して表示している項目は、合計金額が一致しない場合があります。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲と内訳
売却可能資産の範囲は、財務書類対象年度の翌年度予算において、財産収入（財産売払収入）として措置されている公共資産としています。当年度において売却可能資産はありません。

(3) 純資産変動計算書にかかる事項

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △17,913,872 円

② 既存の決算情報との関連性

(単位：円)

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計、特別会計）	1,162,659,707	1,093,195,307
財務書類の対象となる会計間の内部取引による差額	13,615,779	13,615,779
繰越金に伴う差額	88,989,329	
資金収支計算書	1,060,054,599	1,079,579,528

③ 一時借入金

一時借入金の借り入れはありません。

④ 重要な非資金取引

重要な非資金取引はありません。